

平成25年度

第4回

南三陸町都市計画審議会

平成26年 3月26日(水) 14:00~

南三陸町役場大会議室

署名委員

高橋兼次

平成25年度第4回南三陸町都市計画審議会議事録

日 時：平成26年 3月26日

14:00～15:20

於 : 南三陸町ベイサイドアリーナ会議室

1 開 会

■ 会議成立

【事務局】 定数10名に対し、本日の出席委員数は9名である。よって、審議会条例第5条第2項に規定する委員の過半数に達しているため、本審議会は成立するものとする。

2 挨拶

【遠藤副町長】

- ・ 本日、町長が防災会議に出席のため変わって私の方から御礼申し上げます。委員の皆様には年度末という忙しい折にご出席いただき感謝申し上げます。また、町の復興事業に対するご理解とご協力をいただき、おかげで各地域広域の中で防災集団移転促進事業を始め、具体的に各復興事業が進められている。都市計画区域内の志津川市街地においても、日々、土地の形状が変わり、復興が目に見えるようなかたちで進められている。

本日の審議会については2件、ご審議を賜りたい。詳しくは事務局からご説明させていただくが、1つはJR志津川駅の西側について、震災前、住居専用地域等の用途に指定していたが、震災に際して当該地区については、県のは場整備事業を導入するというので、現在、進めている関係から用途指定の見直しが必要となることから、ご審議を賜りたい。

もう1つは都市計画決定している公共下水道区域についてであるが、震災前、八幡川右岸については公共下水道を供用していたが、今回の震災で壊滅的な被害を受けた。町としては、今後、防集事業も含め新たな住まいを確保することになるが、その住まいの場からの生活雑排水等の処理については、公共下水道ではなく、合併浄化槽で処理するという方針を決定しているため、既存の公共下水道区域としての区域決定を解消したいということで、議事に付している。よろしくご審議賜りたい。

【会 長】

- ・ 本日はお忙しい中、当審議会に参加いただき感謝申し上げます。今回は2件の案件に対する答申を求められている。本日も活発な審議となるようご協力をお願いします。

■ 資料の確認及び進行の交代

【事務局】 配布資料の確認を行う。これ以降は進行を会長にお願いします。

■ 議事録署名人及び傍聴申出について

① 議事録署名人

【会 長】 審議会運営規程第4条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名する。本日の議事

録署名人には、高橋兼次委員を指名する。

② 傍聴の申出について

【会 長】 審議会の公開に先立ち、一般傍聴者及び報道関係者の傍聴申出について報告願う。

【事務局】 一般傍聴者及び報道関係者の傍聴については、申出が無かったことを報告する。

3 議 事

(1) 議案第1号 志津川都市計画用途地域の変更

【会 長】 議案第1号志津川都市計画用途地域の変更について事務局に説明を求める。

① 志津川都市計画用途地域の変更について

1) 全体説明

【事務局】 本日お配りした資料が都市計画の法定図書である。この法定図書は、2週間の縦覧に供した図書となっており、町の広報、それから、まちづくりニュース等に縦覧のお知らせを掲載したが、結果として縦覧者なしという結果であったことを報告する。

まず、本日の説明に先立ち、報告であるが、前回第3回の審議会でご審議いただいた都市計画道路であるが、その後2月に県の都市計画審議会に諮られ2月18日に都市計画道路3・4・3号十日町大森線が都市計画決定されたという告示がなされている。参考資料の末尾に添付の宮城県公報をご参照いただきたい。第3回審議会での審議事項がこういったかたちで反映されているということで、今後ともよろしくお願ひしたい。

それでは、本日の審議事項1点目、志津川都市計画用途地域の変更について、復興市街地整備課よりご説明させていただく。用途地域というと都市計画の中でも、なじみ深い分野になると思うが、志津川市街地の用途地域については、9種類の用途が指定されている。参考資料の資料-1をご覧ください。用途地域は住居系、商業系、それから工業系の種類に分けられ、市街地の大枠としての土地利用を決める要素の1つとなる。都市計画法上、12種類の用途地域が定められているが、この12種類のうち志津川市街地は現在、9種類の用途が指定されている。

まず、第1種低層住居専用地域は低層住宅のための地域となり、小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校が建てられる用途地域と定められており、議案書に添付の総括図を見ていただくと分かる通り、当地区では旭ヶ丘団地が当該用途地域に指定されている。次に第2種低層住居専用地域は、主に低層住宅のための地域であり、小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられる用途地域となっており、当地区では中瀬町、廻館で指定されているが、今回の変更で当該箇所の用途地域を廃止する予定である。次に第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるが、主に中高層住宅のための地域であり、大規模なビルなどを立地することができる用途地域となっているが、当該用途地域については当地区では指定していない。次に第1種住居地域だが、3000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられるが、基本的には住居の環境を守るための地域として定められている。第2種住居地域においても、主に

住居の環境を守るための地域であるが、こちらも店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられる地域となっており、当地区では御前下の山側、それからJR志津川駅の西側で指定されている。それから準住居地域は、道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域として、当地区では天王前の国道沿い等で指定している。それから近隣商業地域、商業地域であるが、近隣商業地域については、まわりの住民が日用品の買物などをするための地域で、住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てることができ、商業地域については、銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域で、住宅や小規模の工場も建てられる。これについては、五日町、十日町付近で指定している。総括図の色塗りの薄い赤、濃い赤で示しているのが近隣商業地域、商業地域である。次に当地区において、志津川漁港背後地の比較的大きく用途指定しているのが、準工業地域、工業地域であり、準工業地域については主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域で、危険性、環境悪化が大きい工場以外は、ほとんど建てることができ、工業地域については、どんな工場でも建てられる地域で、住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てることのできない用途地域となっている。最後に工業専用地域であるが、こちらの用途地域はたとえば仙台港や石巻港といった大規模な工業地域で指定する用途地域となっており、住宅は建てることのできない用途地域となっている。この12種類の用途地域のうち当地区は、総括図の色分けに示すとおり、現在、9種類の用途地域に指定されている。

今回、このうち総括図の赤枠で囲ったJR志津川駅の西側の地区ではほ場整備、土地改良を実施する計画となっており、この事業を実施するためには用途地域の指定を変更する必要がある。当該地区の用途地域の指定を廃止したうえで、今度は農業振興地域として指定し、農政の補助事業を導入する。総括図に示す32.8haが今回、変更の対象面積となる。

議案書に添付されている各図面について、総括図のほか、今回変更する区域を拡大しし表示した計画図、字界図、新旧対照図、これら一式が法定図書となる。次に、変更に係る区域一覧表をご覧いただきたい。こちらの一覧表に各用途地域の面積が記載されている。まず、第1種低層住居専用地域は1.2haの変更、第2種低層住居専用地域が4.5ha、第1種住居地域が14.6ha、第2種住居地域が10.3ha、そして準工業地域が2.2haの変更ということで、合計32.8haとなる。

次に字名一覧表をご覧いただきたい。こちらは、各用途地域ごとに変更する区域の対象となる字名を記載した一覧表となる。今回対象となる字は廻館、中瀬町、廻館前、塩入、竹川原の一部となっている。これを反映させた図面が先ほどご説明した字界図となっている。

次に参考図であるが、新旧対象図をご覧いただきたい。今回、変更するとどうなるかを示した図面であり、変更により用途地域を廃止する予定であるため、色塗りがなくなり、白地となっている。白地となり規制がなくなってしまうこの状況を放置してしまうと、無秩序な開発等が懸念されるため、これについては、新たに農業振興地域として指定し、ほ場整備を行うことになる。

最後に災害危険区域と用途地域の色塗りを重ねた図面であるが、用途地域の色塗りは現在の指定を反映しており、都市計画決定された道路とマッチしていない状況である。

これらは今後、道路と整合させるとともに、土地区画整理事業地区内については土地利用計画に合わせた用途地域の見直しが必要となる。今回はJR志津川駅西側の32.8haについて、用途地域を廃止するといった変更であり、この区域についてご審議いただくことになる。

計画書をご覧いただきたい。計画書には変更前・後の各用途地域の指定面積等が記載されている。第2種低層住居専用地域については、当地区において今回、変更する区域にのみ指定されていた用途地域であり、結果として廃止により当地区からは指定がなくなるることとなる。今後、高台も含めた市街地全体の用途地域を見直すこととなる。

以上、志津川都市計画用途地域の変更に係る説明を終了する。

続いて今回の用途地域変更の目的は、ほ場整備を行うための変更となるが、議案書に添付のほ場整備事業の事業計画の概要をご覧いただきたい。それでは概要について産業振興課よりご説明申し上げます。

2) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業） 事業計画の概要

【事務局】 それでは、ほ場整備事業等について産業振興課よりご説明させていただきます。

まず、事業の目的であるが、今回の東日本大震災により沿岸地域の農地が甚大な浸水被害を受けた。その復旧にあたり通常の災害復旧事業、それから今後の継続的な営農を目指し、ほ場整備事業を導入し、農地の復旧を計画している。

町内においては、歌津地区で3地区、戸倉地区で2地区、そして志津川地区で1地区で事業を実施する計画である。事業名については農山漁村地域復興基盤総合整備事業ということで、地区名は南三陸地区として町内全6地区で申請している。地区面積については、農地、道路、水路等を含み、全体面積152.9haとなっている。主要工事として区画整理事業、町内6地区全体で119.6haとなっている。板橋、泊浜、田表、西戸川、在郷工区については、平成24年度より事業計画を進めており、志津川地区の廻館工区については、平成25年度からの事業計画の変更といったかたちで事業を計画している。事業費については、6工区全体で28億1900万円を見込んでいる。

位置図をご覧いただきたい。歌津地区については、板橋、泊浜、田表の3工区、それから志津川地区の廻館工区、戸倉地区の西戸川、在郷工区の2工区、合計6工区となっている。

次に南三陸地区廻館工区の計画一般平面図をご覧いただきたい。JR線路に沿ったかたちでピンク色で着色した地区が区画整理後、田として利用する土地として考えている。それから黄色で着色した地区については、畑としての利用を考えている土地である。緑色で着色した地区については、廻館、中瀬町、竹川原地区において防集事業により買い取りした土地、つまり宅地や雑種地等の非農用地を集約換地する地区として考えており、本来、ほ場整備事業ということで、農地の整備事業であり、農地をいかに効率的に耕作できるか、営農できるかに主眼を置いた事業であるので、こういったかたちで農地と非農用地の集約換地を進める事業である。

続いてスケジュールだが、平成24年度から協議を進めており、当該廻館工区については、事業計画の変更、編入といった手続きとなるので、平成26年1月8日から土地

改良法に基づいて認可手続きを進めている。現在、変更計画書の進達に向け、耕作者からの同意を取得している段階で、今後、宮城県知事の認可を受けたのち、事業実施といった流れとなり、予定としては平成26年6月下旬頃に事業変更計画の確定を見込んでいる。実際の工事については、平成26年11月頃から平成28年3月頃まで、約1年半という期間により区画整理事業の工事を完了させる予定である。

以上が廻館工区におけるほ場整備事業の概要である。

② 質疑応答

【会 長】 事務局からの説明に対して、質疑あれば発言願う。

【委 員】 廻館地区で農業を再開するために用途地域を廃止することだが、営農する方はどれくらい見込まれていて、用途を変更した結果、営農されていく見込みはどれくらいあるのか。それから一旦、白地にし、農業振興地域を指定することだが、そうなった場合、農業にしか使用することができないのか。

【事務局】 営農の見込みというご質問について、ほ場整備事業を進めるにあたり、廻館地区の関係耕作者の代表者の方々に推進委員会というものを立ち上げ、その中で関係地権者の同意の徴収等を進めており、事業計画の変更にあたり、現在、同意の取得等を進めている。

今後の営農については、推進委員会の中で営農部会というものを新たに立ち上げ、その中で耕作者約7名程度で今後の廻館工区の水田、畑での営農を中心となって担っていくというかたちで計画している。

農業振興地域については、ほ場整備事業を導入するにあたり農業を振興する地域ということで、通常であれば農地の転用等が申請されれば、ある一定の状況等を勘案して転用するといったかたちは一般の地域では有り得ることであるが、このほ場整備事業区域については、そういったことは基本的にはご遠慮いただくといった区域である。

なお、補足として、既存の宅地については、そのまま利用できるが、災害危険区域に指定されているため、居住用建物の建築は制限がかかっている。今回、一部災害危険区域外の高台部分については、ほ場整備事業区域からは外すといった配慮はしている。今後、計画的に宅地としての利用を図るとなると集落地区計画等、さまざまな手法があるが、必要かどうかは今後の動向をみて判断していくことになる。

【委 員】 営農の見込みについては、計画スケジュールによると平成28年から作付という説明があったが、その間に営農希望者の意向が変わったり、担い手がどうなるか、今後の検討課題だと思うが、裏付けを確認したかった。また、ほ場整備事業というのは、ある程度、農地を集約化する事業だと思うが、南三陸地区廻館工区の計画一般平面図を見るとそれがあまり感じられない。大規模な農機が入るような農地を整備するという割には着色がまばらになっており、これも地元の方の意向なのかどうか確認したい。

【事務局】 計画一般図であるが、これは事業認可を受ける際の概要図であり、廻館工区については昨日、今後の計画を詰めるため、換地、評価、実行といった各3つの委員会を立ち上

げ、詳細な計画を進める。この委員会をもって工事の発注までに計画図についても詳細を詰めていくことになる。着色箇所が白く抜けている部分は、非農用地であり、当該ほ場整備事業を実施するにあたり、非農用地が全体区域の3割以内に収まっていないと事業認可できないという制約がある。それで全体の区域の中で、もともと非農用地であった集約することを考えた場合に、事業の支障にならない部分は除外し、計画している。現在の概要図は虫食い状態だが、直近の図面ではこれが解消されるようなかたちで、良好な営農ができる農地整備を計画している。非農用地を集約する区域だが、こちらについても今後さらに位置等について検討、整理していく。基本的に、農地の区画については1筆あたり3反歩を目安に計画している。

【委員】 確認だが、区域内の土地利用は農業に限ったものではないということでしょうか。

【事務局】 区域内の非農用地については、災害危険区域に指定されているため住居は建てることのできませんが、一般的な倉庫等については、建築可能である。

【委員】 関連して、営農見込みの方はどれくらいの農家がいるのか。

【事務局】 戸数でいうと5戸を見込んでいる。人数でいうと7名である。

基本的に水田については水稲作付け、畑については従前あったパイプハウス等を復興交付金で要求し、再度建築するといったことも考えられ、地区の営農部会で、今後、集約化したかたちで新たな作物を検討し詰めていく予定である。

【委員】 田について、1筆あたり3反歩とのことだが、営農見込みの5戸の方々はその土地を所有しているということか。それとも所有していない方は、営農するために新たに土地を取得するということか。

【事務局】 方式としては、地区全体で農用地利用生産組合というものを立ち上げていただき、その生産組合の中で所有している農地について営農組合等に貸すようなかたちとなり、営農組合が代表して地区全体の農地を耕作することになるが、もし個人で耕作したいという方がいる場合は個人的な利用も可能である。

現在、意向調査を進めているところではあるが、津波により農機等が流失し、今後、営農の継続が難しいという方もいるので、そういった方々の農地を生産組合等で借り受けて営農を続けていくといった方向で進めている。

【委員】 用途地域の変更はいつの時点で変更するといったことが決まったのか。また、ほ場整備事業により、農地を整備し、農業を再開してもらおうといったことが目的であると思うが、たとえば現在、何名かの方々が営農を考えているとのことだが、意向が変わり営農者がなくなった場合はどうなるのか。ほ場整備が目的なのか、農業の再開が目的なのか不明確である。

【事務局】 町内各々の工区で営農組合を立ち上げ、各地区で話し合いを行っているところである。農用地生産利用組合を組織し、耕作の権利を耕作意欲のある方々に権利として集約をかける。農機等を失い、全体的に農業意欲が低下しているのは否めないが、農地を復旧、整備することにより、幾分かでも農業が収入に結び付くようなかたちをつくっていきたいと考えている。

担い手がいなくなった場合だが、そういった状況も視野に入れながら、営農組合等を通じて地区全体で農地を守っていくといった話し合いを地区の代表者の方々と話し合っている。

また、用途地域の変更がいつの時点で変更するといったことが決定したのかという質問だが、廻館工区は都市計画の用途地域指定の関係で他地区よりスタートが遅れたが、平成24年の秋頃から他地区の事業が立ち上がり始めたころから廻館工区についても議論し、地元との話し合いの結果、事業の見通しが立ったことから、昨年より都市計画手続きを開始した。

【委員】 今は期待するしかないのが現状だと思うが、どこまで現時点で確実に営農していただけるかがつかめない。

【副町長】 廻館工区だけでなく、他の工区も含め、他地区は既に一定の合意形成がとられているとはいえ、それぞれのほ場整備事業区域においても課題、懸念感は持ちながらも、とにかく一部であっても営農意欲がある者がいれば、農地を荒地にしておくわけにはいかないということで、事業導入に踏み切った。今後、他の地域についても、広大な農地を継続的に農地として活用できるか懸念がないわけではないが、しかし、整備する以上は期待感をお持ちいただき、営農者に対し行政も支援を行いながら、農地として継続的に活用できるよう努めていかなければならない。

【委員】 非農用地は計画一般平面図の白地部分に集約するのか。

【事務局】 現時点の計画では、この白地部分も農地として整備する計画である。

【委員】 計画一般平面図の黄色で着色された畑として利用する部分についても、農業振興地域に指定されることになると思うが、そうなるとう当然、他の地目への変更は厳しくなるという認識でよいか。

【事務局】 そのようになる。事業により非農用地も集約するので、農地以外の土地利用については、非農用地を活用いただきたい。

【委員】 ほ場整備事業により整備した土地は農家の方々の利用に限定されるのか。

【事務局】 非農用地には防集事業で買い取りした土地も含まれる。そういった土地は地域の活性化にも利用したいと考えており、農家の方々の利用に限定するものではない。また、非

農用地は農機を収める格納庫等の設置等も検討している。

③ 採 決

【会 長】 議案第1号志津川都市計画用途地域の変更を原案のとおり可決してよいか。

【委 員】 異議なし。

以上、議案第1号は原案のとおり可決。

(2) 議案第2号 志津川都市計画下水道の変更

【会 長】 議案第2号志津川都市計画下水道の変更について事務局に説明を求める。

① 志津川都市計画下水道の変更について

【事務局】 それでは、本日の審議事項の2点目、志津川都市計画下水道の変更について、上下水道事業所よりご説明させていただきます。

今回、志津川都市計画公共下水道を廃止するという事で、廃止理由については、東日本大震災により壊滅的な被災を受けた志津川処理区だが、町の震災復興計画に基づき、汚水処理の早期復旧を図るため、公共下水道は廃止し、合併浄化槽に変更する計画となっていることから、本案件について付議したものである。

総括図をご覧ください。まず、図面の黄色の線で囲まれた区域が今回、公共下水道を廃止する区域となっている。それから志津川浄化センターの廃止、さらに中瀬町汚水中継ポンプ場の廃止、志津川浄化センターで処理され水尻川に放流される管路、放流渠の廃止ということで、4つの項目について廃止することになる。排水区域の面積としては、約103haである。

次に字界図をご覧ください。こちらが、字界と廃止する区域を重ねた図面となっている。廃止する区域に係る字としては、都市計画に係わる区域一覧表に記載のとおり、本浜町、十日町の全部、それから竹川原、塩入、汐見町、中瀬町、廻館、廻館前、南町、五日町、上の山、助作、城場、下保呂毛の各一部となっている。

次に志津川都市計画公共下水道廃止理由説明書をご覧ください。まず、被災前の公共下水道の問題と評価ということで、公共下水道と合併浄化槽を比較した場合、公共下水道の使用料が記載されているが、南三陸町の公共下水道の資料料金を見ると、宮城県内で最も高額な使用料金になっている。20m³で3990円となっており、南三陸町の公共下水道処理区域の人口密度では、利用者負担が大きくならざるを得ない状況となっており、また、下水道事業としての収益性が非常に悪いといった問題があった。次に合併浄化槽の建設費、維持管理費だが、これについても公共下水道と比較すると、合併浄化槽のほうが費用の負担が低い。それから汚水処理の水質面だが、昨今、合併浄化槽の処理能力が技術革新により大きく向上し、環境水準を十分満たす水準である。こういったことから、合併浄化槽による汚水の処理を採択したものである。

なお、個別の合併浄化槽を設置する場合は、利用者負担軽減のため、町から補助金の

支給を受けることができる。

最後に志津川浄化センターであるが、現在休止しているが、今後はし尿や生ゴミを利用したバイオマスの活用の検討を産業振興課と検討している。

以上、志津川都市計画下水道の変更に係る説明を終了する。

② 質疑応答

【会 長】 事務局からの説明に対して、質疑あれば発言願う。

【委 員】 特になし。

③ 採 決

【会 長】 議案第2号志津川都市計画下水道の変更を原案のとおり可決してよいか。

【委 員】 異議なし。

以上、議案第2号は原案のとおり可決。

(3) その他

【会 長】 その他事項として平成26年度の都市計画審議会の審議予定等について事務局に説明を求める。

【事務局】 それでは、その他事項として、平成26年度の都市計画審議会の審議予定等について、復興市街地整備課よりご説明させていただきます。

参考資料の資料-2をご覧ください。今回、用途地域の一部廃止にあたり、全体的な知見からの検討を加えながら行ってきたが、今後の予定として土地区画整理事業地区内の用途地域の変更、それから高台を含めたかたちで市街地の用途地域を全体的に見直すことになるが、整理すると大きく7つの検討課題がある。これらの検討課題を半年から1年にかけて志津川市街地全体のまちづくり計画、土地利用の方向を復興事業の進捗に合わせ検討していくことになる。

まず、土地区画整理事業地区内の用途地域の変更については、今後予定している仮換地の指定前に用途地域を見直すことになる。

ほ場整備のための用途地域の廃止については、ほ場整備のスケジュールに合わせ、今回、用途地域を廃止し、農業振興地域への編入や適正な都市計画の見直しを行う。

既存用途地域の適格性の確認については、災害危険区域の中に住居系の用途が一部残っているので、これについて適正に見直しを行っていく。

防災集団移転用地等の用途地域の検討については、高台の造成を現在、行っているところではあるが、これについて、開発行為あるいは高台の都市計画があり、その中で許容される用途地域というのは現在、概略で設定しているが、今後、周辺地区の用途地域と調整して定めることが必要であると考えている。

商工団地等用途地域未指定地の指定については、既存商工団地等で用途地域が指定さ

れていない地区があり、これについては県からも指摘を受けているので、これについては地区の将来像を明確にし、適正な用途地域の指定が必要であると考えている。

自然的土地利用区域の用途地域については、震災復興祈念公園を予定している区域となるが、この区域については将来的に市街化を考えていないため、廻館や中瀬町と同じように用途地域は廃止し、復興整備計画に整合し公園・緑地系の都市計画の運用を検討していくことになる。

最後に三陸道 I C 周辺の土地利用の適正化については、I C 周辺地区では用途地域も指定されていない地区や都市計画区域の設定もない地区などがあるため、今後どういった土地利用を図っていくのかといったような検討が必要となる。

これらの検討課題について、4月頃から9月頃にかけて整理し、土地区画整理事業地区内の仮換地指定前の用途地域の変更につなげていきたいと考えている。

用途地域の区分設定であるが、地区区分図により整理している。この整理は図に A-1、B-1 と表記されているが、A の部分というのが高台の西地区であり防災集団移転促進事業の団地となる。それから B の部分というのが、津波復興拠点整備事業により整備する中央地区、東地区の団地、C の部分が用途地域の未指定あるいは既成市街地となっている。D の部分は本日ご審議いただいたほ場整備を実施する区域であり、E の部分というのが、いわゆる震災復興祈念公園を計画している区域である。最後に F が土地区画整理事業の施行区域となっている。このような区域区分を行い、用途地域見直し作業のグルーピングということで、第 1 グループから第 4 グループの 4 つに分け、スケジュールを計画している。この中で、今回、第 1 グループの中瀬町周辺地区ということで用途地域の廃止を行った。次の第 2 グループは災害危険区域内住居系用途地域の見直し、あるいは土地区画整理事業地区内の用途地域の見直しということで、都市計画の基礎調査あるいはまちづくりのマスタープランといった作業を実施しないと県の同意得るのが難しいため、そういった作業を行いながら進めていくことになる。

町の都市計画については概ね県の同意が必要となることから本日、ご審議いただいた結果を以て、県に対し同意協議を行う。引き続き、県の指導をいただきながら来年度も進めていきたいと考えている。

次回の都市計画審議会は、土地区画整理事業地区内の用途地域の変更についての審議となるため、12月頃を考えている。その間、検討状況の報告等を行いたいと考えているので、宜しく願いたい。

以上で、平成 26 年度の都市計画審議会の審議予定等についての説明を終了する。

【会 長】 事務局からの説明に対して、質疑あれば発言願う。

【委 員】 特になし。

【会 長】 では、以上を以て本日の議事を終了する。

【事務局】 本議案で審議頂いた議案は、町長宛てに答申いただくことになる。閉会后速やかに、文章にて答申することに異議はないか。

【委員】 異議なし。

4 閉 会

【事務局】 本日、年度末のなにかと忙しい折にご出席いただき、また、2つの議案についてご承認いただきお礼申し上げます。今後の予定ということでご説明させていただいたが、来年度は審議内容が濃くなることから、1回で審議をお願いするというのではなく、事前に勉強会を開催させていただきながら、説明させていただいて、本会議の際は円滑に会議を進行させることができるよう、会長と相談し、勉強会を開催させていただければと考えているので、その節は宜しく願いしたい。

以上で平成25年度第4回南三陸町都市計画審議会を閉会する。

以 上